

平成20年10月3日

内閣総理大臣
財務大臣
経済産業大臣
農林水産大臣 あて
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長

磐田市議会議長 鈴木晴久

安全・安心な食料の自給率向上と安定した農林水産業の経営支援策を求める
意見書

我が国の食料事情は、自給率40%前後であることに象徴されるように、極めて海外の影響を受けやすく、昨年来の穀物価格の高騰は、国内の食料品価格上昇を招いているほか、産地や品質、賞味期限等、食品表示の偽装問題は後を絶たず、消費者の「食」への信頼も揺らいでいる。

一方、食料供給の責務を担う国内農林水産業は、生産者の高齢化や担い手不足などの構造的な課題に加え、燃油を初めとする生産資材の高騰により、生産コストさえ賄いきれない事態に陥り、生産者所得の大幅な減少を余儀なくされるなど、重大な危機に直面している。

また、このような情勢は、当地域の基幹的な作目である「温室メロン」を中心とする施設園芸のほか、茶業、水稻作にも極めて深刻な影響を与えており、廃業や休作を余儀なくされる農家も現れている。

このままでは、消費者の求める「安全・安心な食料」を安定的に提供できないばかりでなく、農業の多面的機能の一つである国土・農地保全も十分に果たせない事態も懸念される状態である。

よって、国におかれでは、「安全・安心な食料」の安定的な供給を可能にする仕組みづく

りを推進し、食料自給率の向上を図るとともに、生産者が安心して安定した経営を継続するため、下記の事項について早急に対策を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 原油価格、燃油を初めとする生産資材高騰により生産コストが上昇している農林水産業に対する経営支援策を講じること。
 - 2 我が国の食料自給率向上を図るため、地域特性を生かした農林水産業の経営ができる施策を構築すること。
 - 3 WTO農業交渉等、国際的な共通ルールに基づく生産環境の変化には、農業経営が継続して行えるよう、「最低価格保障制度」の確立を図るなど、的確な対策を講じること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。